

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
規 則	
○北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則…………… (農政課)	1
○河川法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…………… (河川課)	1
○北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…………… (砂防災害課)	1
○北海道脱スパイクタイヤ推進条例施行規則の一部を改正する規則…………… (環境保全課)	1
○農地法施行細則の一部を改正する規則…………… (農地調整課)	1
訓 令	
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (人事課)	17
道議会告示	
○北海道議会会議規則の一部を改正する規則……………	19

規 則
北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。 平成21年12月15日 北海道知事 高橋 はるみ
北海道規則第98号 北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成21年北海道条例第106号）附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成21年12月15日とする。
河川法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。 平成21年12月15日 北海道知事 高橋 はるみ
北海道規則第99号

河川法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 河川法施行条例の一部を改正する条例（平成21年北海道条例第109号）の施行期日は、平成21年12月15日とする。
北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。 平成21年12月15日 北海道知事 高橋 はるみ
北海道規則第100号 北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例（平成21年北海道条例第110号）の施行期日は、平成21年12月15日とする。
北海道脱スパイクタイヤ推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する 平成21年12月15日 北海道知事 高橋 はるみ
北海道規則第101号 北海道脱スパイクタイヤ推進条例施行規則の一部を改正する規則 北海道脱スパイクタイヤ推進条例施行規則（平成元年北海道規則第110号）の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。 北海道スパイクタイヤ対策条例施行規則 第1条中「北海道脱スパイクタイヤ推進条例」を「北海道スパイクタイヤ対策条例」に改める。 第2条第2号中「第133条」を「第157条」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。
農地法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年12月15日 北海道知事 高橋 はるみ
北海道規則第102号 農地法施行細則の一部を改正する規則 農地法施行細則（昭和45年北海道規則第137号）の一部を次のように改正する。 第2条第1項中「第1条の2第1項ただし書」を「第3条第1項ただし書」に改め、同条第2項中「第1条の2第2項」を「第3条第2項」に改める。

第3条を削る。

第4条第1項中「第1条の7第1項」を「第7条第1項」に、「別記第4号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条第2項中「第1条の7第2項」を「第7条第2項」に、「第1条の2第2項」を「第3条第2項」に、「別記第5号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条を第3条とする。

第5条を削る。

第6条第1項中「第1条の15第1項」を「第15条第1項」に、「別記第8号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条第2項中「第1条の15第2項」を「第15条第2項」に、「第1条の2第2項」を「第3条第2項」に、「別記第5号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条を第4条とする。

第7条から第13条までを削る。

第14条第1項中「第20条第1項（法第32条において準用する場合を含む。）」を「第18条第1項」に、「第3条の4第1項」を「第27条第1項」に、「別記第17号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条第2項中「第3条の4第2項」を「第27条第2項」に、「第1条の2第2項」を「第3条第2項」に、「別記第18号様式」を「別記第7号様式」に改め、同条を第5条とする。

第15条を削る。

第16条中「第43条の2第1項ただし書」を「第25条第1項ただし書」に、「別記第20号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の4条を加える。

（調停の申請書）

第7条 法第36条第1項の調停をなすべき旨の申請をしようとする者が省令第79条の規定により提出すべき申請書は、別記第9号様式によるものとする。

（裁定の申請書）

第8条 法第37条の裁定の申請をしようとする者が省令第81条の規定により提出すべき申請書は、別記第10号様式によるものとする。

（裁定に係る意見書）

第9条 法第38条第1項の意見書を提出しようとする者は、別記第11号様式の意見書を提出しなければならない。

（遊休農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請書）

第10条 法第43条第1項の裁定の申請をしようとする者が省令第85条の規定により提出すべき申請書は、別記第12号様式によるものとする。

第17条から第32条までを削る。

第33条の見出し中「証票」を「証明書」に改め、同条中「第82条第2項」を「第49条第2項」に、「証票」を「証明書」に、「別記第39号様式」を「別記第13号様式」に改め、同条を第11条とする。

第34条中「第1条の2第1項、第1条の7第1項、第1条の15第1項及び第3条の4第1

項」を「第3条第1項、第7条第1項、第15条第1項及び第27条第1項」に改め、「並びに政令第15条の2第1項に規定する申込書（耕作又は養畜の事業に供するための借受に係るものに限る。）並びに第31条の届出書」を削り、同条を第12条とする。

別記第1号様式（付表を除く。）を次のように改める。

別記第1号様式（第2条関係）

農地法第3条第1項の規定による許可申請書

年 月 日

北海道知事 様

譲渡人（貸主）住 所
 職 業
 氏 名 ㊟
 生年月日

譲受人（借主）住 所
 職 業
 氏 名 ㊟
 生年月日

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地、
 業務の内容、名称及び代表者の氏名 〕

農地（採草放牧地）について、所有権（地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権、経営委託による権利その他の使用及び収益を目的とする権利）の移転（設定）の許可を受けたいので、農地法第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 許可を受けようとする土地の表示及びその状況

所在地番	地目		面積 (㎡)	所有者の氏名又は名称 (現所有者が登記簿 と異なる場合には、 その氏名又は名称)	所有権以外の使用 収益権が設定 されている場合	
	登記簿	現況			権利者の氏 名又は名称	権利の 種類
				[]		
				[]		
計	田					
	畑					

	農地計		
	採草放牧地		

2 権利を移転（設定）しようとする理由

- (1) 譲渡人（貸主）
- (2) 譲受人（借主）

3 権利を移転（設定）しようとする契約の内容

契約の種類	土地引渡し の時期	対価、賃料等の額 [10アール当たりの額]	資金調達の方法	その他
	年 月 日	円 []		

注 資金調達の方法が、農業経営基盤強化資金ほか制度資金の借入れによる場合は、その資金名及び借入予定額を記載すること。また、賃貸借契約の場合には、その他の欄に契約期間を記載すること。

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等（住居及び生計を一にする親族（療養、就学等により一時的に住居又は生計を異にしている親族を含む。）並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいう。以下同じ。）が、現に所有し、又は使用収益権を有する経営地の状況（農地法第3条第2項第1号・第5号関係）

所有地		農地面積（㎡）			採草放牧地面積（㎡）		
		田	畑	樹園地			
自作地	①				②		
貸付地							
地		所在	地番	地目		面積（㎡）	状況・理由
				登記簿	現況		
非耕作地							

使用収益		農地面積（㎡）			採草放牧地面積（㎡）
		田	畑	樹園地	
自作地	③				④

権を有する土地	貸付地						
		所在	地番	地目		面積（㎡）	状況・理由
				登記簿	現況		
非耕作地							

	農地面積計（㎡）	採草放牧地面積計（㎡）	経営地面積合計（㎡）
経営地合計	⑤=①+③	⑥=②+④	⑤+⑥
備考			

注1 「自作地」欄及び「貸付地」欄には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載すること。

2 「非耕作地」欄には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載すること。

3 「備考」欄には、貸付地がある場合はその許可年月日及び現在貸し付けている理由を記載すること。

5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況（農地法第3条第2項第1号関係）

(1) 作付（予定）作物及び作物別の作付面積

	田			畑			樹園地			採草放牧地
作付（予定）作物										
権利取得後の面積（㎡）										

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類				
確保しているもの	所有				
導入予定のもの	所有				

(資金繰りについて)

(3) 農作業に従事する者の状況

- ア 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業歴 年、農業技術修学歴 年、その他 ()
- イ 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)
現在: 人(農作業経験の状況:)
増員予定: 人(農作業経験の状況:)
- ウ 臨時雇用労働力(年間延人数)
現在: 人(農作業経験の状況:)
増員予定: 人(農作業経験の状況:)
- エ アの個人として権利を取得しようとする者、イの世帯員等その他常時雇用している労働者及びウの臨時雇用労働者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定し、又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

注1 「大農機具」とはトラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等を、「家畜」とは牛、豚、鶏等をいう。

2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載すること。

6 信託の引受け該当有無(農地法第3条第2項第3号関係)

信託の引受けによる権利の取得

有	無
---	---

注 該当するものを○で囲むこと。

7 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況(農地法第3条第2項第4号関係)

- (1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名
- (2) 年齢
- (3) 主な職業
- (4) 権利取得者との関係
- (5) その者の農作業への従事状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												

その者が農作業に常時従事する期間												
その者が農作業に常時従事する年間日数												日

- 注1 該当する期間(実績又は見込み)を「←→」で示すこと。
- 2 「その者が農作業に常時従事する期間」欄には、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にある期間を示すこと。
- 8 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況(特例)(農地法第3条第2項第5号関係)
以下のいずれかに該当する場合は、該当するものにレ印を付すこと。

- 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下らないものである。
- 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

注1 農地法施行令第6条第1項第1号又は同条第2項各号に該当する法人は記載不要

2 「所要の面積」とは、2ヘクタールとする。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は、当該面積とする。

9 転貸が認められる場合への該当の有無(農地法第3条第2項第6号関係)

- 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(以下「賃借人等」という。)が、その土地を貸し付け、又は買入れしようとする場合(転貸する場合)には、次の事項のうち該当するものにレ印を付すこと。
- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
 - 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
 - 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
 - その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽

培することをいう。)の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

(表作の作付内容： 、裏作の作付内容：)

農業生産法人の常時従事者である構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

10 周辺地域との関係(農地法第3条第2項第7号関係)

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を確認するため、次の事項のうち該当するものを○で囲むこと。

- (1) 地域の水利調整への参加： 参加 不参加 該当なし
- (2) 農薬の使用状態： 農薬使用 減農薬 無農薬
- (3) 地域の共同防除活動への参加： 参加 不参加 該当なし
- (4) 遺伝子組換え作物の栽培予定： あり なし
- (5) 5の作付(予定)作物の栽培： 連作 一部連作 輪作
- (6) (5)で、連作又は一部連作に○を付した場合には、当該農地及び周辺農地への土壤障害等の影響を回避する方法について記載すること。

[]

(7) この権利移転に関して、周辺農家等との話し合いをした事項又は話し合いをする予定の事項について、その内容を記載すること。

[]

(記載要領)

- 1 申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署する場合は、押印を省略することができること。
- 2 法人の場合は、定款又は寄付行為の写し及び法人の登記事項証明書を添付すること。ただし、独立行政法人及び地方公共団体の場合にあっては、定款又は寄付行為の写し及び法人の登記事項証明書の添付は不要とする。
- 3 申請書は4部提出すること。ただし、申請人が2人を超える場合は、その超える人数に相当する数の申請書を加えること。
- 4 権利を取得しようとする者が農業生産法人の場合は、別紙1を添付すること。
- 5 農地法第3条第3項の規定により、農業生産法人以外の法人等が使用貸借又は賃貸借の申請を行う場合は、別紙2を添付すること。

6 申請の際には、許可を受けようとする土地の登記事項証明書(1部)を提出するほか、次の表の左欄に掲げる場合には、それぞれ同表の当該右欄に掲げる書類又は図面を提出すること。

農業協同組合又は農業協同組合連合会が経営委託により権利を取得するとき。	付表1 経営委託に係る権利設定調書 (2部)
農地法施行令第6条第2項第3号に該当するとき。	付表2 乳牛等の飼育法人関係権利移転(設定)調書 (2部)
上記以外の場合で農業生産法人以外の法人(農地法第3条第3項の規定の適用による申請者を除く。)が権利を取得するとき。	付表3 一般法人関係権利移転(設定)調書 (2部)
地下・空間を目的とする地上権を取得するとき。	付表4 地下・空間を目的とする地上権設定(移転)調書 (2部)
許可申請地が信託財産のとき。	付表5 信託財産に係る権利移転(設定)調書 (2部)
農地保有合理化法人が農業生産法人に農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業に係る現物出資を行うため所有権を移転するとき。	付表6 農業生産法人への出資・持分譲渡調書 (2部)
所有権以外の権原に基づいて事業に供されている農地等につき、その者以外の者が所有権を取得しようとするとき。	付表7 貸借権等に基づき事業に供されている農地等の権利移転調書 (2部)
農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃貸借による権利を取得するとき。	農業経営規程及び農協法第11条の31第3項又は第5項の規定による手続きを証する書面 (2部)
権利取得者が景観整備機構であるとき。	景観法第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面 (2部)
単独申請をするとき。	判決書、認諾調書、裁判上の和解調書、家事審判書、家事調停調書、民事調停調書(判決書又は審判書にあっては、判決確定証明又は審判確定証明が添付されているものに限る。)、競売調書、公売調書又は遺言書、遺言検認書、遺言公正証書若しくは遺言確認書の謄本 (1部)
一筆の土地の一部について権利移転(設定)しようとするとき。	その土地の特定に必要な実測図(4部(申請人が2人を超える場合は、その超

	える人数に相当する数を加えた部数)
賃借権若しくは使用貸借による権利を譲渡し、又は転貸しようとするとき。	所有者の承諾書 (1部)

別紙1

農業生産法人としての事業等の状況（農地法第2条第3項関係）

1-(1) 事業の種類

区 分	農 業		左の農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現 在 (実績又は見込み)			
権利取得後（予定）			

1-(2) 売上高

(千円)

年 度	農 業	左 の 農 業 に 該 当 し な い 事 業
3年前の年度(実績)		
前々年度（実績）		
前年度（実績）		
申請日の属する年度 (実績又は見込み)		
翌年度（見込み）		
翌々年度（見込み）		

注1 「1-(1) 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50パーセントを超えると認められるものの名称を記載すること。
 なお、いずれの農畜産物の粗収益も50パーセントを超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載すること。

2 「1-(1) 事業の種類」の「関連事業等」とは、次に掲げる事業をいう。

(1) 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業

- ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
- イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
- ウ 農業生産に必要な資材の製造
- エ 農作業の受託

オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

3 「1-(2) 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左の農業に該当しない事業」欄に記載すること。

「3年前の年度(実績)」から「前年度(実績)」までの欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「申請日の属する年度(実績又は見込み)」から「翌々年度(見込み)」までの欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載すること。

2 構成員すべての状況

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地保有合理化法人、地方公共団体、農協、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は 名称	議 決 権 の 数	構成員が個人の場合は次のいずれかの状況				農作業委託 の内容
		農地等の提供面積 (㎡)		農業への従事状況 (年 箇月)		
		権利の種類	面 積	直近実績	見込み	

議決権の数の合計
 農業関係者の議決権の割合

その法人が農業（労務管理、市場開拓等を含む。）を行う期間：年 箇月

注1 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、「氏名又は名称」欄にはその承認会社の株主の氏名又は名称を、「議決権の数」欄には株主ごとの議決権の数を記載すること。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載すること。

2 「農業への従事状況」欄には、その法人が農業（労務管理、市場開拓等を含む。）を行う期間のうちその者が当該事業に参画及び関与をしている期間を記載すること。

3 次の書類を添付すること。

(1) 組合員名簿又は株主名簿の写し

(2) 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づく承認会社が構成員である場合には、当該承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し（その有する議決権を記載したもの）

(2) 関連事業者（法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者等）

氏名又は名称	議決権の数	取引関係等の内容（法人との連携について農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合は、法律の名称、当該認定を受けた年月日、認定計画の期間満了日及び取引関係等の内容）

議決権の数の合計

農業関係者の議決権の割合

注1 (2)の場合にあっては、その法人とその構成員との間で締結された契約書の写し等その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付すること。

2 「取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載すること。

3 「農商工連携法等の法律に基づく認定」とは、食品流通構造改善促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律、米穀の新旧用途への利用の促進に関する法律のいずれかに基づく認定をいう。

4 農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合には、いずれかの認定を受けたことを証する書面の写しを添付すること。

5 関連事業者が、認定農業者である農業生産法人が作成した農業経営改善計画に従って当該農業生産法人に対し出資している場合には、当該農業生産法人の農業経営改善計画の写しを添付すること。

3 理事、取締役及び業務を執行する役員 の 状況

(1) 農業（労務管理、市場開拓等を含む。）への従事状況

氏名	住所	役職	農業への従事状況（箇月）			
			農作業への常時従事の有無			
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

注 「農業への従事状況」欄には、その法人が農業（労務管理、市場開拓等を含む。）を行う期間のうちその者が当該事業に参画及び関与をしている期間を記載すること。

その法人が農業（労務管理、市場開拓等を含む。）を行う期間：年 箇月

(2) 「農作業への常時従事の有無」欄に有ると記載された理事、取締役又は業務を執行する役員 の 農作業への従事状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												
その者が農作業に常時従事する年間日数	日											

注1 該当する期間を役員等ごとに、直近実績は「◀————▶」、見込は「◀-----▶」で示すこと。

2 「その者が農作業に常時従事する期間」欄には、必要な農作業（耕うん、播種、施

肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にある期間を示すこと。

（留意事項）

農業生産法人が、支店、支所、分場等の所在地において耕作又は養畜の事業を行うため、農地又は採草放牧地に係る権利を取得しようとする場合には、申請書の4及び5の各事項について、法人全体に関するもののほか、支店、支所、分場等における該当事項についても記載すること。

別紙2

使用貸借又は賃貸借に係る追加記載事項（農地法第3条第3項関係）

権利を取得しようとする者が、農業生産法人以外の法人である場合又はその者若しくはその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、以下について記載すること。

1 適正な利用を確保するための契約条件の状況（農地法第3条第3項第1号関係）

本件の権利の設定又は移転は、適正に利用していない場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件その他の適正な利用を確保するための条件が付された契約により行うものであることを（確約します。・確約できません。）

注1 括弧内の該当するものを○で囲むこと。

2 当該条件が記されている契約書の写しを添付すること。

また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙（借主）は、その終了の日から○○日以内に、甲（貸主）に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の○年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当であること。

2 地域との役割分担の状況（農地法第3条第3項第2号関係）

地域の農業における他の農業者との役割分担について、担う予定の項目にレ印を付すこと。

なお、確約書等を締結している場合には、その写しを添付すること。

- 地域農業の維持発展に関する話し合い活動に参加する。
- 貸付農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取決めを遵守する。
- 鳥獣害被害対策への協力を行う。
- 上記の役割を担うため、耕作又は養畜の事業に常時従事する役員のうち少なくとも1名をその任に当たらせる。
- 地域において、中山間地域等直接支払制度における集落協定その他の協定等が締結さ

れている場合には、その協定等の名称及び参加の意向について記載すること。

3 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名、役職名及び住所並びにその法人の行う農業への従事状況（農地法第3条第3項第3号関係）

- (1) 氏名
- (2) 役職名
- (3) 住所
- (4) その者の農業への従事状況

その法人が農業（労務管理、市場開拓等を含む。）を行う期間：

年 箇月

そのうちその者が当該事業に参画及び関与をしている期間：

年 箇月（直近の実績）

年 箇月（見込み）

そのうちその者が当該事業に参画及び関与をしている日数：

年 日（直近の実績）

年 日（見込み）

別記第1号様式付表1中

受 託 農 協 名	
--------------	--

を

受託する農協 (連合会)名	
------------------	--

に、

農

協 職 員

を

農 協 (連 合 会)

職 員

に改め、同様式付表2末尾欄外注2の事項を次のように改める。

- 2 1 法人の概要の欄の「(4)議決権又は基本財産の数量」には、一般社団法人の場合は議決権、一般財団法人の場合は基本財産について記載し、次の事項のいずれかを満た

していることを証する書面を添付すること。

- (1) その行う事業が本事業及びこれに付帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権総数の4分の3以上を占めること。
- (2) 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

別記第1号様式付表2末尾欄外注4の事項中「、定款及び法人登記簿を添付するとともに」を削り、同様式付表3中「その他の会社」を「その他の法人」に改め、同表末尾欄外注3の事項中「、定款、寄附行為及び法人登記簿を添付するとともに」を削り、同様式付表4を削り、同様式付表5を同様式付表4とし、同様式付表6を削り、同様式付表7中「(小作料)」を「(借賃)」に改め、同表を同様式付表5とし、同様式付表8を同様式付表6とし、同表の次に次の1表を加える。

付表7

賃借権等に基づき事業に供されている農地等の権利移転調書

1	権利取得者の氏名又は名称		
2 許 可 申 請 地 の 状 況 等	許可申請地の利用者	住 所	
		氏名又は名称	
	利用者の利用の限	法令名	農地法、農業経営基盤強化法、その他 ()
		権利の種類	賃借権、使用貸借権、その他の権利 ()
		期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
当該農地等を申請者自ら耕作等開始する時期	許可又は公告等の年月日	許可(公告) 年 月 日付け 第 号	
当該農地等を申請者自ら耕作等開始する時期	利用者の離作の意向及び申請者自ら耕作を行うことができる事由等	年 月 日ころ から	

注 「利用者の離作の意向及び申請者自ら耕作を行うことができる事由等」欄は、次の事項等における利用者の意向等から申請者が申請時から遅くとも1年以内に耕作が可能となる事由を詳細に記載すること。

- 1 農業経営基盤強化促進法による利用集積計画により賃借権等が設定されている土地は、利用集積計画の賃貸借期間の終了時期と申請者の耕作開始時期との関係等
- 2 農地法又はその他の法令等による賃借権等が設定されている土地は、更新をしない旨の通知(期間の定めのある賃貸借の場合に限る。)又は合意解約の時期及び引渡しの日等
- 3 契約の終了に当たり、知事の許可を得ている場合には、当該許可の許可年月日及び許可番号

別記第1号様式付表9を削る。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第2条関係)

意見書(農地法第3条関係)

農業委員会

申請当事者の氏名又は名称	譲渡人				譲受人			
権利の内容	所有権移転(地上権、永小作権、質権、使用貸借権、賃借権、その他の権利)の(設定、移転)							
譲受人の区分	個人、農業生産法人、農業協同組合(を含む)、森林(連合会、組合(を含む))、公益(農業、教育、医療、社会福祉その他)の法人、地方公共団体、その他							
地 目	許可申請地		申請時の経営地		取得後の譲受人の経営地		地域の区分	
	田		畑		樹園地		計	
田	m		m		m		m	
畑							ha	
樹園地							ha	
計							円	
採草放牧地							円	
譲受人の状況	専業農家	労働	世帯員(構成員)	現在	人	所有	乳牛	頭
	兼業農家	労働	臨時雇い	現在	延べ	人	肉牛	頭
	非農家	力		増員	延べ	人	馬	頭
							豚	頭
ア 自作地(1 有償 2 無償)		イ 貸付地(1 有償 2 無償)		ウ 貸付(委託)		他事業等の関連		
譲渡(貸付)の理由								
1	2	3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15			

農地相互の交換	農地以外との交換	参加農業者生産法人への出資・譲渡・貸付による	兼業による	経営小	同一市町村に居住	農転出	労働力不足	耕作不便・低生産	資金を必要とするため										相手方の要望	独立行政法人農業者年金基金の業務	貸借取得	有・無																											
									営農資金	農地購入資金	相続分家資金	災害に基づく資金	療養その他の生活資金	その他の資金	営農資金	農地購入資金	相続分家資金	災害に基づく資金					療養その他の生活資金	その他の資金	営農資金	農地購入資金	相続分家資金	災害に基づく資金	療養その他の生活資金	その他の資金																			
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35																														
同一世帯内での生前贈与					貸付地の返還受け					代官の貸付					農業者年金基金の財産					農業者年金基金の財産																													
後継者への一括					分家目的					貸付地の返還受け					代官の貸付					農業者年金基金の財産					農業者年金基金の財産																								
譲渡（貸付）後農業に従事する場合										譲渡（貸付）後離農する場合																																							
経営内容										経営内容										経営内容																													
申請書の記載事項										申請書の記載事項										申請書の記載事項																													
許可条件										許可条件										許可条件																													
農業委員会受理番号										申請受理年月日										支庁受理印										処理経過										処理									
年月日										年月日										年月日										年月日										年月日									

別記第3号様式を削る。
 別記第4号様式中「（第4条関係）」を「（第3条関係）」に改め、同様式1の事項中

所在地	地番	地目	面積	10アール当たり普通収穫高	利用状況	利用
		田	m ²			

注 1 利用状況の欄には、等の別を記載すること。
 注 2 備考欄には、各筆ごにより売り渡された土

計	畑	域内の土地は(調)、農制度資金の融資対象と独立行政法人農業者年金基金の融資対象となっている土地は(基)と記
計		

者氏名	備考	所在地	地番	地目		面積
				登記簿	現況	
				田		m ²
				畑		
				計		

普通畑、野菜畑、果樹畑
 とに農地法第61条の規定地は(開)、市街化調整区域経営基盤強化資金ほかになっている土地は(融)、金基金の融資対象となつ載すること。

10アール当たり普通収穫高	利用状況	利用者氏名	備考

注 1 「利用状況」欄には、普通畑、野菜畑、果樹畑等の別を記載すること。
 注 2 「備考」欄には、市街化調整区域その他の区域の別を記載すること。

に改め、同様式2の事項を

削り、同様式3の事項中「の詳細」を削り、同様式3の事項(1)の事項中「転用の目的」を「転用目的」に改め、同様式3の事項(3)の事項を同様式3の事項(4)の事項とし、同様式3の事項(2)の事項中「施設」を「工作物」に改め、同様式3の事項(2)の事項を同様式3の事項(3)の事項とし、同様式3の事項(1)の事項の次に次の1事項を加え、同様式3の事項を同様式2の事項とする。

(2) 転用事由の詳細

別記第4号様式4の事項注2の事項中「する」を「するとともに融資証明書等を添付する」に改め、同様式4の事項を同様式3の事項とし、同事項の次に次の1事項を加える。

4 申請に係る農地と一体として転用事業の目的に供する農地以外の土地がある場合は、その土地の表示、状況及び転用目的に供する見込みの内容等

別記第4号様式6の事項(3)の事項中「、その旨並びに要しない理由」を「その旨及びその理由、当該開発許可又は建築許可を要するときはその旨及びその理由、開発行為及び建築行為のいずれも伴わないときはその旨及びその理由」に改め、同様式末尾欄外注2の事項中(12)の事項を(13)の事項とし、(8)の事項から(11)の事項までを(9)の事項から(12)の事項までとし、同注2の事項(7)の事項中「許可申請地に」の次に「賃借権、」を加え、同注2の事項(7)の事項の次に次の1事項を加える。

(8) 許可申請地に抵当権等が登記されている場合は、権利の抹消又はそのままの権利状態で転用目的に供することについての権利者の同意等を確認できる書面

別記第4号様式末尾欄外注4の事項の次に次の1事項を加え、同様式を別記第3号様式とする。

5 大規模な転用計画の場合は、必要に応じて別紙で事業計画書等を添付すること。

別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

別記第4号様式 (第3条、第4条関係)

意見書 (農地法第4条・第5条関係)

年 月 日

農業委員会 印

農業委員会意見決定年月日	年 月 日
申請書受理年月日	年 月 日
申請者の氏名又は名称	譲渡人 (貸主)
	譲受人 (借主)
所在地番	市(町・村) 字 番 ほか 筆

許可申請地	地目別面積	田	㎡	畑	㎡	採草放牧地	㎡	その他	㎡	
	10アール当たり平均収穫高	田		畑		採草放牧地				
権利の種類	第4条・第5条	所有権・賃借権・使用貸借権・()					設定・移転			
事業計画	転用目的									
	工事計画	着工年月日				一時転用 完了年月日 永久転用				
農地の区分についての判断	農地の区分	面積	許可基準に定める農地の区分の該当事項			該当事項とした判断理由				
	農用地区域	㎡								
	甲種農地									
	1種農地									
	2種農地									
	3種農地									
農地転用に関する許可	検討事項	意見及び理由								
	農地の区分と転用目的 (申請地が甲種農地、1種農地又は2種農地である場合、この土地を転用することがやむを得ないと認められる理由)									
	資力及び信用									
	転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況									
	申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性									
	行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み									
農地以外の土地の利用見込み										
計画面積の妥当性										

基 準 か ら み た 意 見	宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性						
	周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無						
	一時転用である場合にはその妥当性						
	法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進ちょく状況						
見	特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施行者	施行（計画）面積	申請地に関する面積	施行時期	申請地に関する土地改良財産
そ の 他	土地利用計画との関係	都市計画の区域地域等の決定		計画区域内・計画区域外・市街化調整区域内			
		農農業振興地域の決定		地域地区の種類（住居・準工業・工業（ ））・なし			
		工業適地の調査の有無		振興地域内・振興地域外・市街化調整区域内			
				農用地区域内・農用地区域外			
他	開発許可等との調整状況						
	関連する農地法関連手続		手続の状況				
			法第18条	合意解約 その他	法第18条第6項 通知書受領済み 未受付	当事者協議中 検討中	送付済み
総合意見							
許可に付けるべき条件							

- 注1 「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号経営局長、農村振興局長通知）の区分に従い、第1種農地にあつては「運用通知第2の1の(1)のイの(7)のa」のように、第2種農地にあつては「運用通知第2の1の(1)のオの(7)のb」のように記載すること。
- 2 「該当事項とした判断理由」欄には、申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街化の状況を記載すること。
- 3 「行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」欄については、市町村が他の法

令等に基づく権限を有しているときを除き記載する必要はないこと。

4 土地利用計画との関係で申請地が都市計画区域内又は農用地区域内等である場合は、当該区域内であることを確認できる図面を添付すること。

別記第5号様式から別記第7号様式までを削る。

別記第8号様式中「（第6条関係）」を「（第4条関係）」に改め、同様式1の事項中

所 在 地	地番	地 目		面 積	10アール 当たり普 通収穫高	利 用 状 況	所 有 者 氏 名
		公簿	現況				
				m ²			
計			田			注 1 利用状況の欄には、等の別を記載すること。 2 備考欄には、各筆ごにより売り渡された土域内の土地は(調)、農業制度資金の融資対象と独立行政法人農業者年している土地は(基)と記載	
			畑				
			計				
			採草放牧地				
			合計				

利 用 者 氏 名	備 考
普通畑、野菜畑、果樹畑	
	とに農地法第61条の規定地は(開)、市街化調整区経営基盤強化資金はかかっている土地は(融)、金基金の融資対象となつること。

所 在 地	地番	地 目		面 積
		登記簿	現況	
				m ²
計			田	
			畑	
			計	
			採草放牧地	
			合計	

10アール当たり普通収獲高	利 用 状 況	所 有 者 氏 名	利 用 者 氏 名	備 考

- 注 1 「利用状況」欄には、普通畑、野菜畑、果樹畑等の別を記載すること。
- 2 「備考」欄には、市街化調整区域その他の区域の別を記載すること。

削り、同様式3の事項を同様式2の事項とし、同様式4の事項中「の詳細」を削り、同様式4の事項(1)の事項中「転用の目的」を「転用目的」に改め、同様式4の事項(3)の事項を同様式4の事項(4)の事項とし、同様式4の事項(2)の事項中「施設」を「工作物」に改め、同様式4の事項(2)の事項を同様式4の事項(3)の事項とし、同様式4の事項(1)の事項の次に次の1事項を加え、同様式4の事項を同様式3の事項とする。

(2) 転用事由の詳細

別記第8号様式5の事項注2の事項中「する」を「するとともに融資証明書等を添付する」に改め、同様式5の事項を同様式4の事項とし、同事項の次に次の1事項を加える。

5 申請に係る農地と一体として転用事業の目的に供する農地以外の土地がある場合は、その土地の表示、状況及び転用目的に供する見込みの内容等

別記第8号様式7の事項(3)の事項中「、その旨並びに要しない理由」を「その旨及びその理由、当該開発許可又は当該建築許可を要するときはその旨及びその理由、開発行為及び建築行為のいずれも伴わないときはその旨及びその理由」に改め、同様式末尾欄外注2の事項中(10)の事項を削り、(9)の事項を(10)の事項とし、(8)の事項を(9)の事項とし、(7)の事項を(8)の事項とし、同注2の事項(6)の事項中「許可申請地に」の次に「賃借権、」を加え、同注2の事項(6)の事項の次に次の1事項を加える。

(7) 許可申請地に抵当権等が登記されている場合は、権利の抹消又はそのままの権利

に改め、同様式2の事項を

状態で転用目的に供することについての権利者の同意等を確認できる書面
別記第8号様式末尾欄外注5の事項の次に次の1事項を加え、同様式を別記第5号様式とする。

6 大規模な転用計画の場合は、必要に応じて別紙で事業計画書等を添付すること。
別記第5号様式の次に次の1様式を加える。

別記第6号様式（第5条関係）

農地法第18条第1項の規定による許可申請書

年 月 日

北海道知事 様

貸借人 住 所
職 業
氏 名 ⑩
生年月日
賃借人 住 所
職 業
氏 名 ⑩
生年月日

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地、
業務の内容、名称及び代表者の氏名 〕

農地（採草放牧地）について、賃貸借の解除（解約の申入れ・合意による解約・更新をしない旨の通知）をしたいので、農地法第18条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 許可を受けようとする土地の表示及びその状況

所 在	地番	地 目		面 積	利用状況	賃借人の耕作 (利用)年数	備 考
		登記簿	現 況				
				m ²			
計			田		注 「利用状況」欄には、普通畑、野菜畑、果樹畑等の別を記載すること。		
			畑				
			採草放牧地				

	計		
--	---	--	--

2 賃貸借契約の内容

契約 年月日	契約 期間	口頭、文書 契約の別	契約 理由	全契約地		借 賃 の 額	契約に基づく借賃 以外に借主が負担 するもの		備考
				地目	面積 m ²		種 目	金 額 円	
						円		円	

- 注1 契約を更新している場合は、その順序に従って記載すること。
- 2 「契約期間」欄には、定期の場合はその始期及び終期を記載し、不定期の場合は、その旨を記載すること。
- 3 一時賃貸借の場合は、農業委員会の許可のあった年月日と、その旨等を「備考」欄に記載すること。
- 4 「契約に基づく借賃以外に借主が負担するもの」欄には、土地改良費、修繕費及び固定資産税等を支払っている場合は記載すること。
- 5 契約が二つ以上にわたる場合は、契約ごとに記載し「備考」欄に該当地の地番面積を記載すること。
- 3 賃貸借の解除等をしようとする理由の詳細
- 4 賃貸借の解除等をしようとする日 年 月 日
- 5 土地の引渡し又は引渡しを受けようとする時期 年 月 日
- 6 借借人の生計（経営）の状況及び賃貸人の経営能力

(1) 土地の状況

	農地の面積 (m ²)						採草放牧地の面積(m ²)			備 考		
	自作地			借入地			貸付地				貸付地以外の 所有地	
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計			
賃貸人											山林 宅地	アール m ²
											山林	アール

賃借人											宅地	m ²
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	----------------

(2) 土地以外の資産状況

項 目		賃 貸 人	賃 借 人
所有大農機具の 種類及びその数量	種 類		
	数 量		
飼育家畜の種類 及びその頭羽数	種 類		
	数 量		
そ の 他			
固 定 資 産 税 額			
市町村民税額の所得決定額			

(3) 世帯員（構成員）の状況

	世帯員 (構成員) 〔15歳以上 のもの〕 氏名	性 別	年 令	世帯員（構成員）就業等の状況（○印を付す。）					備 考
				農 業 従 事 者	農 業 以 外 の 業 務 を 兼 ね る も の	農 業 外 の 職 業 従 事 者	農 地 法 第 2 条 第 2 項 該 当 者	常 時 出 稼 者	
賃 貸 人									年雇い(常雇い) 男 人、女 人 臨時雇年延べ 男 人、女 人 15歳未満の世帯 員(構成員) 男 人、女 人
賃 借 人									年雇い(常雇い) 男 人、女 人 臨時雇年延べ 男 人、女 人 15歳未満の世帯 員(構成員) 男 人、女 人

7 賃貸借の解除等に伴い支払うべき給付の種類及び内容

	離作料を支	毛 上 補 償	離 作 補 償		代 地 補 償
--	-------	---------	---------	--	---------

土地の別	給する土地の面積	10アール当たり	総額	10アール当たり	総額	計	地目	面積	備考
田	m ²	円	円	円	円	円		m ²	
畑									
採草放牧地									
計									

8 信託された農地等の解約関係

信託財産の貸付終了年月日	年	月	日
農業協同組合又は農地保有合理化法人による信託引受け前より既に賃貸借契約があった信託財産の場合	賃貸借の年月日	年	月 日
	信託契約年月日	年	月 日
	信託契約終了年月日	年	月 日

9 その他参考となる事項

(記載要領)

- 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署する場合は、押印を省略することができること。
- 単独申請の場合にあっては相手方の住所、職業及び氏名等について記載すること。
- 添付する書類及び図面
 - 賃貸借契約書の写し
 - 一筆の契約地のうち一部の解除等をしようとする場合は、その土地を特定する実測図
 - 信託された農地等の解約等をしようとする場合は、その土地の信託契約書の写し
- 申請書及び3の(2)の実測図は、単独申請の場合は3部、合意解約申請の場合は4部提出すること。
- 3の(3)の書類は、2部提出すること。

別記第9号様式から別記第17号様式までを削る。

別記第18号様式中「(第14条関係)」を「(第5条関係)」に、「農地法第20条関係」を

「農地法第18条関係」に、

貸主
借主

を

賃貸人
賃借人

に、「公

簿」を「登記簿」に、「小作料額」を「借の賃額」に、「貸主」を「借主」

「賃貸人」に、「法第20条第2項該当審査事項」を「法第18条第2項該当審査事項」に改

め、同様式を別記第7号様式とする。

別記第19号様式を削る。

別記第20号様式中「(第16条関係)」を「(第6条関係)」に、「第43条の2第1項ただし書」を「第25条の2第1項ただし書」に改め、同様式末尾欄外注を同注1の事項とし、同注1の事項の次に次の1事項を加え、同様式を別記第8号様式とする。

- 申立人又は相手方が法人である場合は、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

別記第8号様式の次に次の4様式を加える。

別記第9号様式（第7条関係）

農地法第36条第1項の規定による調停を受けたい旨の申請書

年 月 日

北海道知事 様

主たる事務所の所在地

名称及び代表者氏名

印

農地法第35条第2項の規定による所有権の移転等の協議が調わなかった（協議を行うことができなかつた）ため、同法第36条第1項の規定に基づき調停を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 遊休農地の所在等

所在	地番	地目	面積 (m ²)	所有者等の住所・氏名

- 2 所有者等との協議が調わず、又は協議をすることができない事由
- 3 遊休農地の利用の現況及び見通し
- 4 申請者の利用計画の内容の詳細
- 5 その他参考となるべき事項

注1 代表者の氏名の記載を自署する場合には、押印を省略することができること。
 2 所有者等が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。

別記第10号様式（第8条関係）

農地法第37条の規定による特定利用権の設定に関する裁定の申請書

年 月 日

北海道知事 様

主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名 ㊟

年 月 日に、農地法第36条第4項の規定に基づき調停案の受諾の勧告が行われましたが、勧告を受けた者が2月以内に当該勧告に係る調停案を受諾しないので、同法第37条の規定に基づき次のとおり特定利用権の設定に関する裁定を申請します。

記

1 遊休農地の所在等

所在	地番	地目	面積（㎡）	所有者等の住所・氏名

- 2 遊休農地の利用の現況及び見通し
- 3 申請者の利用計画の内容の詳細
- 4 希望する特定利用権の始期等

始期	存続期間	借賃	支払方法

5 その他参考となるべき事項

注1 代表者の氏名の記載を自署する場合には、押印を省略することができること。
 2 所有者等が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。

別記第11号様式（第9条関係）

農地法第38条第1項の規定による特定利用権の設定に関する意見書

年 月 日

北海道知事 様

住所
氏名 ㊟
 「法人の場合は、主たる事務所の所在地、
 業務の内容、名称及び代表者の氏名」

年 月 日付けの通知について、農地法第38条第1項の規定に基づき、次のとおり意見書を提出します。

記

1 遊休農地の所在等

所在	地番	地目	面積（㎡）

2 権利の種類及び内容

種類	内容

- 3 遊休農地の利用の状況及び利用計画
- 4 遊休農地を現に耕作の目的に供していない理由
- 5 意見の趣旨及びその理由
- 6 その他参考となるべき事項

注1 提出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署する場合には、押印を省略することができること。
 2 「内容」欄には、提出者に所有権以外の権原が設定されている場合に、権利（賃借権等）の存続期間、借賃等を記載すること。

別記第12号様式（第10条関係）

農地法第43条第1項の規定による遊休農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請書

年 月 日

北海道知事 様

主たる事務所の所在地

名称及び代表者氏名 ㊦

年 月 日付けで公告のあった次の遊休農地について、農地法第43条第1項の規定に基づき、次のとおり遊休農地を利用する権利の設定に関する裁定を申請します。

記

1 遊休農地の所在等

所在	地番	地目	面積 (㎡)	所有者等の住所・氏名

2 遊休農地の利用の現況及び見通し

3 申請者の利用計画の内容の詳細

4 希望する権利の始期等

始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額

5 その他参考となる事項

注1 「所有者等の住所・氏名」欄には、農地法第32条ただし書に基づく遊休農地である旨の公告に記載がある場合に記載すること。

2 提出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署する場合には、押印を省略することができること。

3 所有者等が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。

別記第21号様式から別記第38号様式までを削る。

別記第39号様式中「（第33条関係）」を「（第11条関係）」に、「第 号」を「第 号身分証明書」に、「農地法第82条の規定による」を「この証明書を携帯する者は、農地法第49条の規定により」に、「職員の証」を「職員であることを証明します。」に、「第82条農林水産大臣」を「第49条 農林水産大臣」に改め、「、使用」を削り、「証票」を「証明書」に、「その他の利害関係人から要求があったときは、これを呈示しなければ」を「その他の利害関係人にこれを提示しなければ」に改め、同様式を別記第13号様式とする。

附 則

1 この規則は、平成21年12月15日から施行する。

2 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号。以下「改正法」という。）附則

第6条第3項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第1条の規定による改正前の農地法（以下「旧農地法」という。）第72条第1項第3号の規定による申出に係る申出書の提出については、なお従前の例による。

3 改正法附則第6条第6項の規定によりなお従前の例によることとされる旧農地法第61条各号に該当している土地等（改正法附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農地法第72条の規定により改正法の施行後に国が買収した土地等を含む。）の譲与に係る旧農地法第74条の2第2項の規定による譲受申込書の提出については、なお従前の例による。

4 改正法の施行の際現に改正法附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧農地法第78条第1項の規定により農林水産大臣が管理している土地等（改正法附則第3条の規定によりなお従前の例により改正法の施行後に国が買収した土地等及び改正法附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農地法第72条の規定により改正法の施行後に国が買収した土地等を含む。）の管理に係る農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号）第1条の規定による改正前の農地法施行令第15条の2第1項の規定による申込書及びこの規則による改正前の農地法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第31条の規定による届出書の提出については、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の農地法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

訓 令

北海道訓令第15号

本 庁
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の農政部農業経営局農地調整課の事項第1項を次のように改める。

1 農地法 （昭和27年	(1) 第36条の規定に基づき、所有権の移転等に	
-----------------	--------------------------	--

法律第229号)の施行に関する事務

- つき必要な調停を行うこと。
- (2) 第39条の規定に基づき、特定利用権の設定の裁定をすること。
- (3) 第41条の規定に基づき、特定利用権に係る賃貸借の解除を承認すること。
- (4) 第43条の規定に基づき、遊休農地を利用する権利の設定に関する裁定をすること。
- (5) 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号。以下この号及び次号において「改正法」という。）附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第1条の規定による改正前の農地法（次号において「旧農地法」という。）第72条第2項の規定に基づき、売り渡した土地等の買戻しの買収令書を交付すること。
- (6) 改正法附則第6条第6項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、旧農地法第74条の2第3項の規定に基づき、道路等を譲与することを適当と認定し、譲与通知書を交付すること。

項第2号から第15号までを次のように改める。

- (2) 第3条の2第1項の規定に基づき、農地等について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者に対する勧告を行うこと。
- (3) 第3条の2第2項の規定に基づき、第3条第1項の許可を取り消すこと。
- (4) 第4条第1項の規定に基づき、農地の転用を許可すること。
- (5) 第4条第3項（同条第6項、第5条第3項又は同条第5項において準用する場合を含む。）及び第18条第3項の規定に基づき、農業会議の意見を聴くこと。
- (6) 第4条第5項の規定に基づき、農地の転用を行う国又は都道府県との協議を行うこと。
- (7) 第5条第1項の規定に基づき、農地等の転用のための権利の設定及び移転を許可すること。
- (8) 第5条第4項の規定に基づき、農地等の転用のための権利の設定又は移転を行う国又は都道府県との協議を行うこと。
- (9) 第18条第1項の規定に基づき、農地等の賃貸借の解除、解約及び更新拒絶を許可すること。
- (10) 第28条の規定に基づき、和解の仲介を行うこと。
- (11) 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号。以下この号及び第18号において「改正法」という。）附則第6条第6項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、改正法第1条の規定による改正前の農地法第71条の規定に基づき、土地等の売渡後の状況を検査すること。
- (12) 第49条の規定に基づき、所属職員に立入調査及びその他の措置をさせること。
- (13) 第50条の規定に基づき、報告を徴すること。
- (14) 第51条第1項の規定に基づき、違反転用等に対する処分を行うこと。
- (15) 第51条第3項及び第4項の規定に基づき、自らその原状回復等の措置を講ずること。

別表第4の支庁の本庁農政部の分掌事項第1項第16号中「附則第2項第1号及び第2号」を「附則第2項各号」に改め、同項第18号中「農地法施行令」を「改正法附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号）第1条の規定による改正前の農地法施行令」に、「こと」を「こと（農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第1条の規定による改正前の）」に、「第44条の3第2項」を「第44条第2項」に改め、同事項第4項中「農業経営基盤強化措置特別会計国有財産の」を「食料安定供給特別会計農業経営基盤強化勘定国有財産の」に改め、同項第1号中「農業経営基盤強化措置特別会計国有財産管理規程」を「食料安定供給特別会計農業経営基盤強化勘定国有財産管理規程」に改め、同事項第5項第20号中「の規定」を「（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同項中第24号を第25号とし、第21号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の

別表第2の農政部農業経営局農地調整課の事項第5項を削る。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第6項中「北海道脱スパイクタイヤ推進条例」を「北海道スパイクタイヤ対策条例」に改め、同表の支庁の本庁農政部の分掌事項第1

次に次の1号を加える。

(2) 第15条の2第7項の規定に基づき、農用地区域内の開発行為を行う国又は地方公共団体との協議を行うこと。

附 則

この訓令は、平成21年12月15日から施行する。

道 議 会 告 示

北海道議会告示第6号

昭和31年北海道議会告示第1号（北海道議会会議規則）の一部を次のように改正する。

平成21年12月15日

北海道議会議長 石 井 孝 一

北海道議会会議規則の一部を改正する規則

北海道議会会議規則（昭和31年北海道議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

議会庁舎改築整備等 検討協議会	議会庁舎の改築の在り 方、必要な改修整備及 び耐震化手法等につい て検討を行う。	議長であった議員及 び各派（1人会派を 除く。）の代表者	座長
--------------------	---	------------------------------------	----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

